

1. 件名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（6）」

2. 日時：令和3年5月28日（金）10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他20名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他：

資料1 設工認対象設備の抽出方法のイメージ

参考

※ 令和3年5月21日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の石井です。おはようございます。それではただいまから 5 月 28 日のRFSの設工認に関するヒアリングを開始したいと思います。
0:00:15	それでは本日の説明について誰ケースの方から説明の順番と、あと、最初の説明の資料と説明されてから事前資料いただいているので、概ね規制庁側も確認をしていますが、
0:00:32	それぞれの資料に対してかいつまんで論点を説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。
0:00:43	はい。RFS東京サイトウでございます。本日の順番でございしますが、
0:00:52	節 1 補 - 001002003004、それから 005 番の順番で説明のほうをさせていただきたいと思います。よろしければ 001 のほうから概略のほうを説明させていただきます。お願いします。
0:01:10	はい、RFSへ東京フルヤです。よろしくお願いいたします。私の方から施設保全の 01 の
0:01:18	概要は概要じゃないですが補足を説明した 1 と思います。本日は前回ヒアリングから変更箇所をまず御説明しますためお願いします。
0:01:38	はい。
0:01:51	ちょっと、
0:02:02	はい。
0:02:03	はい。01、説明に申請の設計の進め方についてですね、前回御説明した時にはですね、この進め方のそれぞれのステップはこの辺りの中で、
0:02:20	補足説明資料の 00 ごめんなさいえっと提示はですね 4 ページご指摘を受けております。
0:02:29	はい。
0:02:34	設計の進め方の全体の流れを示したのですがけれども、この中で、補足説明の左側やや負担のところに設孔 1 孔 003 と。
0:02:47	アセットに申請書の記載方法についてということで説明資料、これがですね前回匿名のときは、真ん中の主流の中でしたにあります。そこに申請書の発生、これを補足すものであると、ここだけに特化して
0:03:06	流れを説明した日いたしました。ですがこの
0:03:10	そう 003 でその申請の主体方法というのは、このメインの真ん中の流れの期目のほうですか適合性確認対象設備の選定に対してもインプットとして活用しているということもございしますので、この赤い点線で
0:03:30	この流れを繰り返して御説明するとともに、どんな情報を割り当てるかということを下線を引いて追加してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:41	変更箇所の説明については以上です。
0:03:50	回復基調のイシイです。それでは今の現行活動等含めて、この資料への質問等はコメント等ありましたら規制庁側からお願いします。
0:04:12	規制庁不足です。特段この資料でどうこうというわけではないのですが、
0:04:18	作業内容はちゃんと流れに沿って、
0:04:23	やられてきてるっていうことでもいいんですよね。
0:04:26	IRRS東京フルヤです。当作業もちろんその中でについてダイエー行っております。ただ表現の仕方からちょっと下手なところがありましたので、こういったところ、ご指導を受けて、ぜひですし、表現を改めてということでございます。以上です。
0:04:43	例えばですけど。
0:04:46	ちょっと補足させていただくとですね、今この絵で書いてる通り、0から3終わっちゃうっていう話をしていますので後でまた御説明しますが、そこら辺はですねやっぱり
0:04:57	作成要領に
0:04:59	落とし込む形になりますので、そこら辺をちょっと後々というかですね最後のほうまで引っ張る形になると思いますので、そこはまた後で御説明させていただきます。以上です。
0:05:10	規制庁コサクです。
0:05:13	とりあえずですね細かな文書管理みたいなところは、そちらの社内でやっていただければ結構で、こちらとしては内容をしっかりとですね、あるベースの中で理解OC作業しているということであれば結構かと思います。
0:05:27	以上です。
0:05:31	ありがとうございます。初です。以上です。
0:05:35	はい。
0:05:38	規制庁の石井です。成長がからほかコメント等ありますでしょうか。
0:05:45	規制庁カミインです。ちょっと1点だけ
0:05:50	また003と一緒にするように整理するっていうことなんでそこでの整理されてくるかなと思うんではいるんですが、ちょっと今回の変更点ではないんですが、5ページ目のところのフローで、
0:06:05	最後グループ、
0:06:08	2-2と3を
0:06:11	分けるところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:13	設備機器の仕様を特定する必要があるかって言う基準ではけられてはいるんですけども、これを判断するためにはやっぱり本編基本設計方針の記載事項とか、その機器に要求されている。
0:06:30	要求事項とかを整理した上で、この判断ができるんだと思うので、その整理がわかるように資料 03 の記載方針とあわせてちょっと整理していただければと思います。
0:06:47	はい。フェース東京エリアですが御指摘の点は公団の資料にてご説明したいと思います。以上です。
0:06:57	アカサカですけど、ちょっと組み入れ、また、
0:07:02	御説明することになると思いますのでその結果は全部さっきれるっていうことで整理しますので、それらが一通りですね後段に説明の中でもう 1 回議会ご説明させてください。以上です。
0:07:15	規制庁カミインです。承知しました。
0:07:21	規制庁イシイです。他に一緒に追い込まれてなければ、RFSの方から診療をすることをの説明へとロジックも説明をしても含めての御説明をお願いします。
0:07:37	はい。
0:07:39	やはりベースとのスギヤマです。資料のほうは設備地方 002 回 01 という形の資料とロジックペーパーになります。6 軸ペーパーのほうですが、
0:07:51	前回のヒアリングがたびに、前回の資料で 4 ポツの(4)の負債を見直すようなコメントわかりにくいというようなコメントいただきましたので、それについて今回見直しをしているということで設工認の対象の設備等への障害の設備の考え、考えかたを
0:08:11	具体例を記載しまして明確にしたということでやります。それから、今回途中段階という形なんですけども、添付資料の 1 それから別冊資料の 2 それからあと、別冊資料の 4 もちょっとここへと変更が投じると。
0:08:27	いうことで考えています。今まさには修正をしているということで、今日のレート提出予定でしたけど、来週金曜日の提出にへと変更しているという状況になります。
0:08:39	それでは資料のほうに入っていきたいと思います。
0:08:43	／設置位置を 002 回前後 1 併設校に大差成績の中性についてというところの治療になります。
0:08:51	系統前回からの変更点。エーツに関しましては赤字で記載をしているという状況で前回の資料で 4 本という括弧用というところが、今回資料 3 ページ目の 4 ぽつ 4。
0:09:06	に該当するというような状況です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:12	3 ページになります。
0:09:16	平均イトウ治療児童福祉てますのでリオンでいただいていると思いますが、基本的にはその抽出の考え方について記載をした状況です。前はtouch設備は等々に出ていたので、今回冷凍まず第1に対象とする設備と
0:09:34	やっぱりそのとして記載すべき設備という形でまずお返し対応していったような状況になります。
0:09:41	逆に言ってしまうと、別途体操とするべき設備の裏返ししか対象としない設備と言う形になりますので、その内容を記載しているというような状況です。
0:09:54	dポツのように、
0:09:57	その中のレポートするD-1 から例の程度 6 までどういうふうに詳細。
0:10:05	記載をしているというような設備名も記載をしているというような形に変更しております。
0:10:13	それから、
0:10:15	添付資料 1 というものをつけております。
0:10:21	こちらは主要設備リストば社内的なもので実施しているものですが、
0:10:31	別冊の 1 ゲート設備関係の図面から注視したもの。それから別冊の 2 に様式 2 から抽出したもの、そのようなものを所へ当時設備の中に入れて来ん主要設備リストの中に入れ込む。
0:10:48	いう形で作業をしております。
0:10:51	中には網掛けをされていて、これは対象エリアというものを上げていて、ここが上がってきているような網掛けがしてないものがよく参ってますの添付資料のほうの網羅性の表のほうの
0:11:10	縦軸のほうの設備名の方に入っていくという形で考えております。すみませんちょっとあの東北事前に資料提出さしてないんですけどもわかりやすいようにということで、当資料をちょっと準備しております。できますか。
0:11:37	こちらのほうは資料ですが、東レポツ左側の上で、先ほど言ったの。
0:11:44	設備の面、設備投資はこれらの抽出、それから、右側のほうで別冊 2 様式 2 からの設備の要求事項に技術基準の要求事項から飛ばした映像設備の抽出をしているというような状況です。
0:12:01	それも下のほうにずっと赤い枠がもっと下の
0:12:07	はい。その下のところにありますけども、そちらの方が事業変わったの整合性、この三つがえ等を抽出して設備に入っていくという形で抽出した設備が時、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:21	それで上の赤いところですけども、それが下側のほうに網羅性の表のほうに矢印破壊置ける矢印で下に行きまして、左側の設備に入っていくという形にしたというようなイメージになっております。
0:12:43	今
0:12:47	網羅性の表とに関しましては訂正をします修正をしますので、今後予想修正で間違えないように確認しまして、形成したいと思います。
0:12:59	以上になります。
0:13:02	1点だけ補足させてください。
0:13:05	労災法ですね策定と前回は詰まり等ついてますので縦軸についてはですね4億。
0:13:12	でしたね、そこら辺できめ細かく異なっておりますコマあわせてですね
0:13:18	中性検討中ということですねまた時間をいただいておりますけど、これを直していきたいなと思います。
0:13:27	これちょっと一緒に
0:13:29	ちゃんと
0:13:30	Zone連通そうですね。ええと。
0:13:34	レンズはす。
0:13:38	とりあえずDM
0:13:40	ページ。
0:13:42	iPad
0:13:46	PDFの42ページのところの参考のところの図面になります。
0:14:01	中部わかりにくいというお話がありましたので、主要設備リストところに抽出設備ということでかけて追加をしています。それから要するになど、またこの前コメントいただいておりますので、科医という形で新しいものを考えて、
0:14:17	NTAな状況です。
0:14:19	冷凍使用設備リスト今回添付資料1として追加をしまして、そのあと網羅性の表を添付資料2として追加記載をしているというのが稚拙
0:14:33	例えばですけどイメージからするとですから設工認で何かだとするとその添付資料1-5がもう少し連通管があれば、
0:14:40	人があって、そこから最終的に設備対象申請書記載。
0:14:46	その設備がそこにあるその線の仕方が少し変わったと。
0:14:52	生かしていただければいいと思います。以上です。
0:14:58	配置だけはい。
0:15:00	はい、他ありますか。
0:15:07	よろしい。説明は規制庁の石井ですけど説明は以上でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:12	iPhone以上になります。あれば済むとスギヤマです以上になります。
0:15:17	規制庁の石井です。規制上、
0:15:20	町側からのコメントに入る前に、先ほど瀬山さんは説明された、今日、事前に提出されてない資料は資料名は何になるんですか。
0:15:35	当パルエス・エム・エスの杉山です。資料名はこの 002 の中の附属の資料になりまして、別冊の 2 棟、それから添付資料別冊 2 という別冊の 4。
0:15:50	それから添付資料のとになります。
0:15:54	規制庁の石井です。資料名、今お話になったものを適切に知っていただいて、本日付の資料として提示していただく形になる掲示が必要だと思っておりますので、後程の提出をお願いします。
0:16:12	それからこの資料はマスキングはないという理解でよろしいでしょうか。はい、マスキングはある意味そのスギヤマですマスキングありません。
0:16:21	はい。起こりました。
0:16:25	今の説明に対しての規制庁側からのコメントをお願いします。
0:16:32	規制庁の小田です。
0:16:35	飛散の赤字のところ、
0:16:39	幾つか質問させていただきます。
0:16:45	まず、今日(イ)ソフト格好のそのたてつけのところからちょっと教えていただきたいんですが、
0:16:53	まず接工認対象として記載すべき設備を(1)で(2)を対象外というか記載しない設備であるんですけど、(1)のd. 何かこれなかつ石膏に対象設備としない。
0:17:09	対象設備の解体。これはどういう意味なのか、ちょっと整理学の話かもしれませんが。
0:17:16	御説明いただけますか。
0:17:20	Rmペースパレスむつのスギヤマです。電発のところよろしいですか。はい、(1)の
0:17:29	Bですか、こっこのほうまで、
0:17:34	等々ですね、或いはそのスギヤマです。基本的には、上記のABの要求事項の主たる機能を果たすハワイにパワーポイントを限定するということで、例えば配管で言いますと、都市配管、
0:17:49	うん。
0:17:51	そういったところで枝管とかバイパスラインとかその辺は基本的には記載しないというようなイメージを持っておりまして、それに該当するというものがあるかないか、要するに、主たる機能のみを記載していくということで考えています。
0:18:09	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	会議です。
0:18:17	わかりました。ちょっとすみません、先に各論みたいところから整理で教えていただきたいんですが、同じく3ページのところに書かれている。
0:18:30	D-D4とかですね、5ページに各4ページに書かれてい6についてちょっとまず位置付けを教えていただきたいんですが、
0:18:41	d. の(2)ですね、各モリノDoのところは、これ接工認対象設備としないっていう
0:18:50	所で列挙されているんですけど、例えば何か緊待所とかなんかを検知器とか、これは説法に対象設備にはしないけど、その検査対象にはなるっていうものになるのでしょうか。
0:19:06	その辺り整理なんでしょうか。
0:19:09	まわるベースケース六つのスギヤマですね等の用語とところのさらなる信頼性向上の観点から設置する設備と言う形で書いています。基本的には技術基準の要求事項とかないというようなものでそのベース設工認の対象外ということで考えて
0:19:29	言ってます。ただ、当物によってはこの出戸基本設計方針とかに記載が出てくるようなものもありますので、そういうところで、記載料自主として
0:19:43	説明するという形で入っていった状況です。それから、当然ご質問の使用前事業者検査の対象とするのかどうかって話ですけども、別途設工認の業務目標とそれから基本設計方針のところに、
0:20:01	／記載されていて、自社と書いてないものに関してはこれ体操だと思っています。
0:20:08	ただ、こういうここに例の4のところで事実位置付けられるものに関しましては、設工認に書かれてませんし、それから、実質としてわずか信頼性向上設備として扱ってますので、今日事業者検査も発生しないというふうな認識でいいんですけども、
0:20:25	その考え方で間違いないと思ってますがいかがでしょうか。
0:20:36	規制庁コサクですけどちょっと説明か本末転倒になってるっていうことをまず理解
0:20:42	する必要があると思うんですけど。
0:20:45	基本設計方針に書くけど設工認に書いてないのでっていうのは日本語として通ってないのが理解できませんか。
0:20:53	はい。
0:20:54	バルブベース六つのスギヤマですね等ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:00	事業許可とかの説明のときに、ページ自主でつけてくださいという話があったものにPARしては、これは自主としてやりますということで約束しておりますので、それに関しては、基本設計工事に入ってくるんですけども。
0:21:20	対象設工認対象ではない。
0:21:23	規制庁コサクですけど、基本設計方針に入ってくるんですけども、というこの時点によくわかんないんですよ。
0:21:30	アカサカですけど、そういうとですね、基本設計方針に書くということで堰公認上される設備。
0:21:37	そういう理解でいます。ただそれはですね設公務員としての商売しません検証やるかっていうと我々はそれを自主ということで、そちらでやってないコサクですけども、店ということで調達先ですけど。
0:21:52	設計方針に変えちゃったら、それは申請対象物でやって検査対象になるんですよ。
0:21:59	ここで実施しちゃったので、
0:22:03	1 掛けることがおかしいんですね、そう書いて許可の際に、自主でやりますと書いたものを生んで基本設計方針で書かなきゃいけないんですか。
0:22:15	わかりました。
0:22:16	すみません。
0:22:18	ただ、その点っていうのがですね。
0:22:21	その事業カトウの上約束事項どこまでかと思っているんですけど。
0:22:27	患者さんの成長コサクですけど、その許可でのお約束事項っていうのがよくわかんないんですよ。
0:22:36	自主でやりますというのはお約束事項っていうんですかね。
0:22:44	広い意味でお約束事項なんですけど。
0:22:47	規制上は使わなくていいけど事業者がやるんだよねと確認しただけであって、
0:22:52	性状は使うんだよねということではないと思うんですけど。
0:22:57	アカサカでし了解です。します。
0:23:00	補正します。
0:23:02	委員長。
0:23:04	RMS無そのスギヤマです。よろしいでしょうか。そうしましたらなお書きのところは件数ということと、あと先ほど大崎さんから質問を受けられたら、ここに例が書かれてるものに関しましては、別途使用前事業者検査を受けない。
0:23:21	うん。
0:23:22	プロジェクトチームから西へと主要な対象外と書かないんですよ。ペレットにしたらもうそれだったらこの各部署のなくなって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:33	規制庁コサクです。その上でなんですけどちょっと貯蔵班にはっきりして欲しいのは、ここで自主と言ってるのが許可上本当に抽出ということで話をしたものなのかどうかですね、そこの認識がずれてると、結局ここで整理したまた何だ違うじゃないかみたいな話になっても良くないので、
0:23:53	その点の意識を過ごしていただきたいんですけど、よろしいですか。
0:23:58	規制庁の石井です。今当期として付けるっていうふうな形では言っていて、一定の自主でつけるものは設工認対象にはならないっていう話ではあるんですけども、例えば受け入れるエクイティー学校鉄骨緩衝材は自主でつける。
0:24:18	で、F2を発言しつつもそこは
0:24:22	その構造上の使用は求めないけれども、中につける際に、アーレスティとしては、火災の観点から難燃不燃のものをつけるというふうになんか自主での関係、考え方ではなかったような気がするんで、そこは
0:24:42	マルエツ側で書いており、目標として共同よう、それが学校鉄骨が落下した際に、金属キャスクに損傷を及ぼすような強度常務もええと設工認の要求はないけれども、火災に対してはきちんと尊重するっていう発言が
0:25:01	そういう意図でつけて申請したと思うので、そこは必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。
0:25:11	はい。リサイクル燃料貯蔵テラヤマと申しますのはどんな場合持参模索通りですね、これどこでトップ表情ないものの、プランとしては、要求を満たす必要があるということで、事業許可段階でお話し
0:25:30	／時いただいたお話になりましたところですので、その辺りは設工認のほうでも、そういう仕様ちゃってるということを説明してということを考えておりました。はい。以上です。
0:25:44	結果、
0:25:46	はい。
0:25:49	規制庁コサクですけど、今の話は、火災報告の方の基本設計方針の中で謳われることで、
0:25:57	具体的に部材がどうこうと言わずとも、このエリアのものについてはこういうことにしますとかっていう方針の中で読むってということですかね。
0:26:07	それとも部材まで明確にしないといけないと思うのですかね。
0:26:11	100例ちょっとテラヤマであって、今の作法シャッター通りへ火災法報の中で、平面断面について示しておりますか、そういったものの中で、この系統が5件ほど緩衝体についても同様にメーター撤回坂越ますって事をするということで考えております。
0:26:31	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:36	だから、
0:26:37	規制庁コサクですけどそれは基本設計方針で括弧とか添付書類とか、
0:26:43	またまた等明確にするかといったことはどうなのですか。
0:26:49	はい。再編の扉がLIBORと考えてるところとしては東京製鐵方針計画のもとで考えておりましたし、それでこれマーケットの方の一つ目の中でもちょっと相談については説明が必要かと考えておりましたので、今準備している附属設備の中で、
0:27:09	その詳細については少し増えてる運営でここで考えております。以上です。
0:27:16	アカサカですけど、私は別に聞こうと1月7日から聞いてもですね、これからどう考えてもですね火災予防の説明のための取り扱いご要望聞かないと思ってますので、そこら辺についても注意されて議論してですね、かなり方向で
0:27:36	書いたとしても、例えばこのところにそんなものが安定がで、
0:27:43	電子レンジは持ち込まないとか、そんな世界の中で取り扱うできるかなと思いますので、そう整理させてください。
0:27:52	規制庁コサクです。／整理をしていただければと思います。何でもかんでもべしといったものを明確にしなきゃいけないというふうになんかとらわれていったようなそうではないよということで一応お聞き、
0:28:09	その必要な箇所ということを考えながら程度か整理をして、構成率ましたっていうので。
0:28:16	また御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。
0:28:21	アカサカです。今の指摘に受けてしまうまじっ設備のあり方は資料5とか休暇中にできないとする形で資料をまた作ってですね、基本設計とか、火災防護の観点とかそこら辺の
0:28:35	施工に伴うかも含めてですね、深い整理させていただきます。
0:28:39	以上です。
0:28:43	累計生物のスギヤマです。すみません先ほどオザキさんから質問をいただいてました。0-6の加湿器これ何ぞやということなんですけども、基本的な監視盤室にあります。そこに人が今、
0:28:58	そいませので、貸付を使う必要はないということで今休止しているということで除外ということで考えています。
0:29:06	もちろん安全機能には全然影響ありませんので、そういう面低下しても除外ということになります。
0:29:13	以上です。すみません、ちょっと規制庁の聞き取れなかったんですけど、どの何て言うかと全米の6のところを先ほど質問されたと思ったんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:25	AD-6 そうですね使われてないからっていう発言をされている系統のものは監視倍数にあるものです。かんし倍率に今人上場しませんので、人のために使うような
0:29:44	設備室をコントロールするという意味合いでつけてるものなので、
0:29:50	現状方法。
0:29:52	人が上昇しませんので不要という形で考えています。もちろん安全機能にも影響は与えるものではないというものになります。以上です。下の地域別の実態わかります中D6 行書かれると何か。
0:30:08	RSの中に、
0:30:11	本来接公認対象になり得るかもしれない救出で何か使っていない設備とか構築物とか機器とかがなんかさもあるような書き方をされて例外か質疑で何かギャップがあって、私、
0:30:29	時定数の話だとそういったものっていうものは、このD6 には該当するものはないっていう、そういう理解でよろしいんですか。
0:30:43	第データベースもつのスギヤマです。該当するものはないという形です。ちょっと言い訳になっちゃいますけども設備投資はからピックアップしていきますと、機器配置図に出てくるというような状況ですので、それでピックアップしたというような状況であります。
0:31:01	以上です。
0:31:03	規制庁先で開発しました。
0:31:07	規制庁コサクですけど、すみません、今の話だとD6 と分けるのがよくなくて、
0:31:16	全員一致の事務建屋とかさ、そういう学科と同じじゃないですよ。
0:31:30	設置目的から考えるとそういう整理でわざわざ九州だ云々だとかって言う必要もないような気がするんですけど。
0:31:38	川ですか。
0:31:40	はい、データベースがちょっとスギヤマでそれぞれおっしゃる通りで1のほうに分類しても問題ないと思いますので、やる値アカサカですけどやっばて6R だと思うんですけどね。たまたま最初これだとか、先行っていうか、そういった場建設が適切に対応してくださいっていう考え方があると思うんですけど、そこは違うんですかね。
0:32:02	規制庁コサクですけど、今回建設工事なんで。
0:32:07	そもそも、九州とか云々とかって、
0:32:11	考えはないんじゃないかと思うんですよ。
0:32:14	アカサカですけど、今回とも

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:18	挙手っていうのはですね、指摘にもないのかもしれませんがそういう与党設工認の要領書の作成要領
0:32:26	どうぞん開く欠けた場合にはですね、よこせって一体だと思ったりするんですけど、次回はですね。
0:32:32	規制庁コサクですけど、残すんだとしたらどんなものを想定するんだっていう詰めなきやいけないんですけど、そんな厳しい場所能力が必要ないかなと。
0:32:47	はい、わかりました立場でしています。
0:32:50	ページで、
0:32:59	規制庁ですじゃあ、今のコメントを踏まえてちょっとD4Dロックはちょっと整理をお願いします。追設決定ちょっとすいません、個々の事例には出てないんですか。私のほうでちょっと気になった事例って、これが具体的にどこに
0:33:16	営農幾つにあたるのかっていうのをちょっと教えていただきたいのが一つありまして、
0:33:24	1例を挙げるとこれちょっと前の資料、昔の資料になるんですけど、3月9日付で別途補足説明資料、耐震とか津波とか、何かまとめて作ってましたイメージ合わせて作ってもらった資料がありまして、
0:33:41	その32ページのところは今ちょっとないとは思いますがそこにどう書いているかということですね、津波の襲来その時の話で、
0:33:51	その津波が襲来するとkAタンクですね、ある計量器が使えなくなるんで、それを使えようにするために、可搬型の発電機を計量器に接続して普及しますっていう事実があります。
0:34:11	この一文を素直に読むとですね、その可搬型の発電機っていうのは、津浪襲来時のときの給与には不可欠なもの以下設備じゃないかなと私は思うんですが、
0:34:26	まず、その前提があってるかということですねそのうえでです、その認識であれば、今日は3ページで説明されている方のD-1、D-1から6までがずらっと列記されてるんですけど。
0:34:42	どの分類によって、その今の可搬型の発電機というのは、多発した結果、そういう整理になっているのかっていうのを教えていただきます。
0:34:57	はい。だろりサイクル燃料貯蔵ロシライです。
0:35:01	短尺に提出資料にはプラグが襲来したときには、川端の連携を用いて低料金を動かして距離をとるというふうに記載をしておりました。
0:35:14	今
0:35:16	その後の設計の指針の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:20	津波が襲来時には 100 の電源車から電気が供給できるような構成に見直したいと。
0:35:28	いうふうに考えておりました、今設計のほうに変更してきておりますという、まず、一般の御嶽山がおっしゃった今ので、その設定、
0:35:37	すべて三ついろいろ考え方発電機といったものは今は要らない。
0:35:42	という考えでありましたので、今回の不要物する対処設備といったところから、今抽出されないと。
0:35:51	いうものになっております。
0:35:54	転職としての中で説明できて、
0:35:57	はい。
0:35:59	あと、その点につきましては経営一昨日水曜日にいるわけですが送っ出していた資料の中に記載をさせていただいております。
0:36:11	明日規制庁の中で、じゃあ、ちょっとすみません、昨日の資料まだ見切れてないんですが、昨日の資料でもう今私が例示したものはリプレイスは電源車、電源リプレイスするっていう整理になってるってことですか。
0:36:29	よってもって個々人の
0:36:31	分類にもならないという整理なんでしょうか。
0:36:37	リサイクル燃料貯蔵の白井です。
0:36:39	はい電源車からつくった電気はその計量器まで遅れるような、こういう構成に見直す等見直しをしましたので、
0:36:52	音楽発電機が入らないということん状況になっております。
0:37:05	そうアカサカです。これ先ほどつなげた通りですね疲労修正した形ですね昨日食って来週説明することができると思いますので、またそこで御議論させていただければと思います。以上です。
0:37:19	わかりましたじゃちょっと損点はまた言うておきます。
0:37:28	或いは規制庁昔ですが、
0:37:32	その話だと、今後の 1 から D-6 に入らないっていう理解はしましたので、確保でちょっと教えていただきたいのは、この 3 ページで
0:37:48	対象外というか、括弧に接工認対象設備として記載しない設備の分類 ABCD で D の中で、ですから、グリーンの 6 まで、
0:38:01	6 はちょっとさっき 1 に統合しますって話をされましたが、
0:38:06	この政治学。
0:38:08	がですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:12	何だろページ以降のその設備リストで網掛けで黒字黒いなっているところですね、どうフォローしてくるのかなっていうのはちょっと私読み読んでよくわからなかったんですが、
0:38:28	例えば何か
0:38:30	全部なんかやってくれて今説明してくれと言うつもりはないんですけど、例えば何かPCTがあると黒塗りのこれが足りますっていうのをちょっと代理を何個か示していただけますでしょうか。
0:38:51	悪いくせ六つのスギヤマです。
0:38:58	そうですね今答弁するされてる地方設備リストの機器ドレン、
0:39:04	再循環は対象外として書いてますけども、これに関しましては、
0:39:10	洞道程度になります。
0:39:15	それから次のページと書いてますか。
0:39:18	使用設備リストが、
0:39:24	その次のページが、
0:39:27	六級排気温度の監視装置。
0:39:31	自主設備ということで書いてますけども、
0:39:38	これは何だ。
0:39:39	デイタンクの燃料貯蔵の白井です。定例事業許可は申請上は／事業許可で欠陥指示は事務建屋との関係事務建屋で行うとなっておりますので、事務建屋には監視装置。
0:39:58	が表示化によるクライアント道路によってそれはある三つありまして、必要なのは、クライアントの四番で受けて、
0:40:08	パート2と3については自主的なモックアップ設備だろうが出るということで、
0:40:15	ハッチングしております。そういった意味だと
0:40:20	046 位置付けてるかと思います。
0:40:25	続いて8ページのところの使用済みフィルタ設置、
0:40:30	8ページのところの計測設備関係ですが、これはスポーツ括弧3ページのところの両括弧2のcポツの
0:40:44	基本的安全機能を監視する計装設備以外の計測設備という形になります。
0:41:01	次のページも同じような計測設備
0:41:05	関係になるというような状況になります。
0:41:09	具体的にはこんな形になりますが、よろしいでしょうか。
0:41:13	はい。
0:41:17	わかりました。
0:41:19	ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:23	地区、
0:41:24	そして、ちょっとおかしいということ。
0:41:30	現地のやつ。
0:41:32	ました。
0:41:36	発生だけです。説明ありがとうございます。具体例は、何となくイメージが湧きましたので、何か今その即答閉大体これはこうだっというコメントいただいたんで、何かすぐわかるようであれば、
0:41:52	この紙を直す際ですわそのままD6とか技術とかって話なので、
0:41:59	何かその網かけをかけたものもですね、何か増税分類されるのかっていうのがあったほうが整理学としてはちゃんとその整理で、対象外してるっていうのがわかるって。
0:42:11	その辺り何か。
0:42:14	地域指定いただいたほうがいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:42:21	ベースマットのスギヤマでそれを検討したいと思います。
0:42:26	ちょっと時間ぐらいかかるかな、整理するなり、ちょっと時間掛かりますけどもやりたいと思うけれど実施したいと思います。
0:42:34	復水タンクだけでは、
0:42:36	規制庁コサクですけど、
0:42:40	それ今作業はしていただきたいんですけど、時間かかるのがよくわからなくて、何故かっていうと、施設区分って書いてある枠の中に括弧書きで対象外にした考え方が書いてあるんですよ。
0:42:56	この考え方がABCDと合っていないので、
0:43:00	それを整理するっていう必要が出てくるんですけど、何らか考えはしてあるわけだから当てはめだけの話なのでそんなに時間をかかれないんじゃないかなと思ってますね。
0:43:10	一方で
0:43:13	今ちょうど映していただいているやつだとパッケージ品の附属機器のため対象外っていうのは、ABCDに該当しないんですよ。
0:43:22	はい。
0:43:24	なので、考えたらどうなのかっていうことを考えながら対応いただく必要があるのかなあと思っていて、
0:43:35	あと他にもですね。圧縮空気系のサポート系である冷却系統とか対象外としてるんですけど、それもちょっと扱いがよくわからなくて、
0:43:50	そういったところの整理をする必要があるんですけど、統制するつもりか。
0:43:56	お聞かせいただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	パワーベースのスギヤマですねと先ほどおっしゃったパッケージ品のCはほぼ満席の3にありました。はい。
0:44:09	それから、それはいいです。
0:44:12	カトウは正当。
0:44:15	冷却系統の話なんですけども、基本的には、
0:44:20	空気圧縮設備のほうの冷却のために使うための系統冷却系統になるということで、すべて対象外と考えています。これは別途提示したとしても、と空気圧縮機のほうも停止になるということで、こちら設置仮定しましたら、
0:44:37	はい。
0:44:38	すみません。そこがちょっと理解できなくて、空気圧縮機っていうのは提示していいのかというようなことまでさかのぼって話をしなきゃいけないんですよ。
0:44:50	そもそもの上流の要求事項機能の意味合いというのを踏まえて、そのサポート系がどれだけ必要になるのか。
0:45:01	いうことをまとめていただかないと、案2次系だからいいでしょうとかっていうことではないので、
0:45:07	あそこわかるようにしといてくださいってことです。
0:45:12	アカサカでスルー今言われたのですねAからDまで整理するなどですけど、そこでもう少し何か。
0:45:22	注釈なり何なりでこういう書き方をするっていう上に歳入
0:45:31	ちょっと補足です。書き方は内容に応じて考えていただいたらと思うんですけど、一番このabcdの分類で不安に思っているのは、先ほどもオザキが言いましたけど、
0:45:49	えーとですね、機能としてどの範囲を考えているのかということで、
0:45:58	dぽつで言えば主たる機能と主たる機能を果たす範囲って言うのはどの範囲のことを考えてるのかと。
0:46:07	ということで説明としてはG湾とかの話で、分類で話をされてDtつつうなんかはわかりやすいんですけど、d湾は少し
0:46:21	わかりにくくて、
0:46:23	安全機能に影響しない重要度の低いと言ってんだけど、ここがもし今話をここにに入れるんだとしたら本当に影響しないのかというようなことに少し
0:46:35	疑問が残るということになるんで、
0:46:39	ここの分類のときに何それでいいのかっていうことの説明を加えるのか、分類でわかるようにするのか、これはやりやすいように整理をしていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:56	アカサカですね少し整備の仕方としてですね考えさせていただいて参った冷却水系統ぐらいしかない。
0:47:08	ちょっと整理させていただければ。
0:47:12	規制庁不足です。よろしくお願いします。追加で申し上げますと、今のところでDはを整理すると、比較的皆さんの考えてるところの話が明確になって(1)のGへうまく表現しきれてないかもしれないけど、(2)のG-
0:47:32	ところで、細かく説明することでわかる考え方がわかるということになるんだと思います。
0:47:39	一方で、そのDで話を整理しているのか、BとCが邪魔をしてるような気がして
0:47:48	いてですね。
0:47:54	(1)のほうでBとCがあるのはandで拾い上げますっていうことだからいいんですけど。
0:47:57	(2)でBとCがあると。
0:48:05	これで除外規定になってしまっただけで本当は入れるべきものが外れちゃうっていう方向にも見えるんですけど。
0:48:11	このあたりをどう考えて対応してますか。
0:48:16	IRRSむつのスギヤマです。江藤。
0:48:32	(1)のbとc、dうたってるものの反対側のことを言ってるので制限はしていないというふうには言ってすみません規制庁コサクですけど、安堵と終わって長兼がわかりませんか。
0:48:37	だからどっちの意味で書いてる方で一致してるだけだからわかんないんですよ。作業者は、
0:48:49	(2)のほうを主にして、ここに該当するから外すってやられちゃったら外し過ぎちゃうんですよ。
0:48:59	なので、こちらとしては懸念をしていて、いやそんなふうにしてませんこういう判断基準になってます、こっちはこっちはどうですかっていうふうに言ってくればいいんですけど。
0:49:06	それを支持者が理解しないということが作業者を混乱します。
0:49:18	アカサカですとそういう見るとですね今回ですね、さっき市長設備リストをつけてそこにハッチングしてその理由を書くことにしますので、
0:49:25	そこで、その除外規定か何かっ2の中で覚えるっていうのを見見せることになると思うんですよ。
0:49:31	そんな判断ができるかと思うんですけどいかがでしょうか。
	規制庁コサクですけど、我々々々チェックしなくても済むように皆さんの作業プロセスが適切であれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:41	抜き取りで見て大丈夫だろうと思えるんですけど、今言われたやつだと我々皆さんと一緒に軒並みチェックしなきゃいけないので、それは勘弁して欲しいですね。
0:49:52	ダムでちゃんとandorことを考えて、判断基準っていうのを明確にしてください。
0:50:01	はい。
0:50:03	ベースマットのスギヤマです。
0:50:05	andorの考え方を整理して記載ぶりを調整したいと思います。
0:50:12	。
0:50:21	はい。
0:50:29	規制庁のCSポンプかありますでしょうか。
0:50:47	規制庁コサクですけど、
0:50:50	リストアップ作業中で
0:50:54	提出時期を先ほど延ばしてというような話もありましたけど、
0:50:58	その際には今話したことも含めて一式整理されたものになると思っていいですか。
0:51:06	RVシステムとスギヤマです。そうですね、今日のいただいたコメントを反映していきたいと思います。
0:51:17	規制庁コサクですよろしく申し上げます。以上です。
0:51:25	オザキさん、途中で割ったんですけど、とりあえずこの資料に対しては、
0:51:31	以上です。はい。
0:51:35	わかりました。規制庁イシイです。他になければ、えっと次の資料の説明をお願いします。
0:51:46	アカサカです。ちょっと今 0.5 ミリオン接続するですね一番スプリング力があると思うんです。それさっき住宅とセットページなどで、ちょっとさ、それを先に説明させていただいて全部で3に移りたいと思いますけど、すみません、よろしいでしょうか。
0:52:01	よろしいですか。お願いします。
0:52:03	倍になってある別の六つのスギヤマです。事前のヒアリングのときに、得策さんのほうから換気設備を基本設計方針入れるようにという話がコメントになりましたので、それに関してイトウあれベースの見解として、
0:52:21	まとめたような形になっております。資料番号がへの設備地方ゼロにサイフォン01ということで、それぞれの盤という形で記載をしています。
0:52:31	いずれも一言第22条換気設備の説明という形でこれら読んでいただいていると思いますが、当技術基準規則の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:42	第 22 条の換気設備の要求というのか、放射線障害防止のための換気の要求であるということでRSの使用済み燃料貯蔵施設には入れて補正の変換器管理区域にしておりますので、その対象外と。
0:52:58	いうことで記載をまとめているというふうな状況です。
0:53:04	ただそれ以外にじゃどういう喚起のものがあるかということで、2 ポツの(1)のところでは金属キャスクのええと除熱設備、それから特待(2)のところでは附帯区域の換気空調設備。
0:53:20	またとして
0:53:24	県連建屋の換気設備関係及びポンド環境を維持するための換気空調設備があるということで記載をしているというような状況です。
0:53:36	3 ポツのほうで補助の環境
0:53:39	管理設備の基本設計方針を書く場合という形で参考の 2 のところにペーパーをその例を挙げている。
0:53:48	というような形になっております。
0:53:51	まず最初の 3 ポツのなお書きなんですけども、基本的に
0:53:59	エイズ基準規則第 22 条の要求の換気設備としては、ton対象がないというふうに認識しておりますので、そうしましたら、あと添付のほうは不要かということで記載をさせていただいております。
0:54:13	以上になります。
0:54:19	規制庁の石井です。では、この資料に対してコメント等お願いします。
0:54:30	すみません、規制庁の尾崎です。一つコメントっていうか、質問で教えていくてください。最後のページで、換気設備の前、変更後の新規プロジェクトとして、
0:54:44	これは
0:54:48	多分また 003 で説明があると思うんですけど、この 003 でいくつか④11 ページなんかそのいくつか 1 から 4 までパターンを整理されてその④の変更なし。
0:55:03	変更なしのケースだってあると認識してるんですか。
0:55:08	何か変更なしで変更前変更後で同じような文言がそのまま並べられていると、ぱっと見に変更がなしているふうには読めないんですが、なぜこういう記載の整理されているのかって言う
0:55:24	その考え方を教えていただけますでしょうか。
0:55:29	リサイクル燃料貯蔵の村木です。今 00 ももで基本設計をしないにも前後の際の考え方も方法を整理してますので、そちらのほうも整理も含めてと合わせてこちらのほうの修正もしたいと思っております。
0:55:47	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:51	すいません規制庁の佐々木ですいません。かえって本がちょっと趣旨がよくわからなかったんですが、何直しますっていうことでしょうかそれともなんかゼロで汚染のか説明しますってことなんですか。
0:56:06	03-1 がちょうどな提出 003 のほうで記載内容の整理をもうちょっと説明しまして、その説明内容に沿った形でこちらのほうの資料についても修正の含めて、
0:56:23	乱数例えば申請したいと思います。以上です。RSのスギヤマです。今おっしゃったこの書き方がいいか悪いかっていう話だと思うんですけどもこれ冷凍 1 週間ぐらい前の段階での書いているので、それは最新の書き方、
0:56:41	Kawaseたいと思います。基本的には別途変更前後には左側では記載は同じになっておりますので、そうなるような記載に仕方にしたいと思います。以上です。
0:56:56	わかりました。規制庁だけです。わかりました。ちょっとお互いにとってます変更ありかなしかというのは、すぐ分かったのが私はいいかなと思ってちょっとそこは整理いただければと思います。以上です。
0:57:13	規制庁の石井ですけども、来 03 のほうで説明されるということなんですけど、
0:57:21	その時にここに持ったことってそれがどうなるかっていうのは、きちんと御説明をお願いします。
0:57:28	別途意見で、この資料の中でも補足説明していただく上で 2 ポツの(2)の付帯いい区域の換気っていう観点から二つコンプレッサ室の電気室等の環境を行う設備を設置っていうのと、監視盤室の
0:57:48	環境を維持するための空調設備の設置っていうふうには書いてるんですが、この附帯区域のコンプレッサー室と電気室の換気を行う設備でこの換気の目的が書かれてないので、ここは何か明確にさせていただいて、必要があるんじゃないかなと思ってますので基本的に、以前もちょっとお話をしたんですが、
0:58:08	この部分では蓄電池Cをここで用いるのでそこから発生する可能性もあるかもしれないその水素の部分の関係も含めて、
0:58:20	ここは設置するというふうな理解をしたんですが、そこは別途今、いかがでしょうか。
0:58:28	系統あるベースのスギヤマです。電気地権者のところは、その湿度環境等を提示すること。それから今お伊シイさんの方のおっしゃった水性 5 水素が発生するかもしれないというような観点で見て環境を行うということで、
0:58:45	考えてますので、その内容を目的を記入することで修正したいと思います。以上です。
0:58:53	リサイクル燃料貯蔵の違いです。近田団地における流水もバス停防止につきましては、基本、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:03	過電圧になると、ほぼ水槽の発生がするので、水素の発生防止としては課税額になる場合に充電器を停止するというインターロックを持っていますので、そちらが主たる水素発生防止と、
0:59:19	いうふうに考えております関係はしますけれども、防水層があるからってというのはどっちの主たる目的的には 16 ページ。
0:59:27	形で考えております。
0:59:35	規制庁の石井ですけども、考え方がありましたけど、それはここには触れないという意図での御説明ですが、スギヤマさんはその目的も含めて今ふれるというふうにおっしゃったんですが、そこは、
0:59:48	どちらになるんでしょうか。
0:59:51	フィリップスポンプ。
0:59:52	遠い。
0:59:53	それとも何をちょうどこのシライです。今言った是非とも反省防止につきましては、今の火災発生防止のところにいわゆる発電部記載の基本設計方針に記載をしております。
1:00:06	ですので、
1:00:08	規制庁コサクです。
1:00:11	ちょっとあの混乱してるのでお話ししますが、まずですね。
1:00:17	換気設備に
1:00:20	私が指摘したということでお話されたんですけど、私お話ししたのは換気設備にここまで書いて欲しいと思って言った覚えはなくて、
1:00:31	基準要求である換気設備っていうのはないんだということになしというのではなくてちゃんと書くべきだということでお話ししました。なので、
1:00:44	さらに先ほどの話にイトウの繋がりになると。
1:00:48	ここに直でこう書いちゃうとですねこれも検査対象になっていますので、
1:00:53	そういう趣旨ではないでしょうから、
1:00:57	最初の 4 行だけ。
1:01:01	が、この部分の基本設計方針なんだろうと思って。
1:01:06	ます。
1:01:08	それで、一方で(1)(2)はということなんですけど、(2)の今の話っていうのは、言われているその火災防護のところで手話こうですと言いつつも、10d関係もありますよと。
1:01:23	いうことを基本方針で述べると簡単に述べるということだと思っています。
1:01:30	(1)は次になるんですけど、これはどこかに明示されてますか。
1:01:51	我々に進むのスギヤマです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:53	(1)のところの除熱関係ですけども、基本設計方針としては除熱のところまでここまでは詳しくは入っていないというような状況です。
1:02:04	やはりといいますのが、冷凍除熱関係で、使用済み燃料貯蔵施設は動力を用いないで使用済み燃料等の所ねっTAFお金等、適切に貯留できるよう次の方針に基づき常温で設計を行うという形で書いてますので、
1:02:22	そちらのほうを、
1:02:26	追加するという形になるかと思えますけども、
1:02:31	規制庁の古作です。まさに除熱通のところだと思うんですね。そこで読めるように書いといてくださいと。
1:02:42	ということだと思います。ちょっと今ここまで書かれているのを見ないで話してるんですけど。
1:02:48	ということでてっ既設な箇所にそれぞれのことが書かれているという事で基本設計方針はいいと思ってまして。で、アプリ五つ記載箇所がばらつくので換気設備という用語で言うと空調設備ですかね。
1:03:04	というようなところで、
1:03:07	誤解をされるみたいなどころがありそうなので添付書類なしと言われてるんですけど、添付書類は作って、今この
1:03:18	でも設計方針で書こうとしたようなことを1枚付けると。
1:03:22	いうことにしていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。
1:03:27	大樽ベースむつスギヤマです。今いただいた意見を手元に資料を作りたいと思います。以上です。
1:03:37	よろしいですか。
1:03:39	排気設備に
1:03:41	本日の店舗店舗だから今の基本設計方針の下のほうだけです。
1:03:50	アカサカで1000兆コサク規制庁コサクです。その上でなんですけど、換気設備一定共通ではなくて個別施設の設計方針の枠になっちゃう。
1:04:03	かなっていう気もするんですけど、そうすると第1回入れるのって気持ちが悪くて第2回じゃないのっていう感じにもなるんですが、
1:04:11	その辺りと考えてます。
1:04:14	あるベースの無スギヤマです。この議論が出たときに私は第2回というお話をさせていただいたんですが、コサクさんのほうから第1回だということ言われたのでは、その修正を準備してるとこだったんですけども。
1:04:32	若干気持ち悪いんですけど第1回でいい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:36	1 台ってこういうの宣言だからさ、共通の一部だと思って出していくかって思っ ていただいているってことですかね。
1:04:45	リスク来第 2 回の方がおさまりがいいのであれば、第 2 回にしたいと思いま すがよろしいでしょうか。
1:04:52	或いはそのスギヤマです。
1:04:55	規制庁コサクです。
1:04:59	基本方針としてはそうかなっていう気もしつつですね、今、映していただいてる の添付で変えていくものと思うと、その一部に、今回の電気品室っていうことが 入ってくるので。
1:05:14	基本設計方針はないけど添付はもうつけて、
1:05:21	いとか立入だと
1:05:25	漏れがなく説明ができるということかなとは思ってますけど。
1:05:32	RSースギヤマ
1:05:35	よろしいですか。とある別のスギヤマです。ただいま基本設計方針と店舗をつ けるという形での話になってると思いますけども、これを 1 階に入れるか 2 回 に入れるかという整理論だけだと思ってるので。江藤。
1:05:51	いえ、電気設備のところばかりワードで 1 回でも少し知見のかっていう
1:05:58	ところで何か付けるかっていう世界
1:06:03	イトウ、それも入ってですね換気わけ。
1:06:06	あと、換気なくて、あっちゃった。
1:06:09	火災防護検査方法かそれを
1:06:12	換気設備の枠の中で多少入れ込んで整理できるかって、換気グループをつ くれるかって言うけどだって、
1:06:22	ただ、事業者じゃないけどねちょっと整合性の話に出てきてって結局一体何が 委員さんの大会で書くのかって言う中で、
1:06:30	ここまで 1 回かけるかっていうのを案作ります。はい。
1:06:36	例えばでした。
1:06:44	はい、規制庁コサクですよろしく申し上げます。基本設計方針離隔の気持ち悪 いところありつつ、添付を入れようとする面倒くさいから入れちゃうかっていう 感じもあってってところかなと思ってますよろしく申し上げます。
1:07:00	ちょっとちょっと考えていますので、また御指導いただければと思います。以上 です。アカサカです。はい。
1:07:07	はい。規制庁イシイです。ほかに、この資料に対してコメントありますでしょ うか。
1:07:17	ないようでしたら、かなりフェイス次の資料の説明をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:24	IRR定数東京フルヤですよ。におきまして 003。
1:07:30	ここに申請書の記載方法について御説明したいと思います。まずロジックペーパー監視、
1:07:36	この 003 は、以上御説明してねえしたんですけれども、ちょっと半径的な説明になってしまいましたすみませんでした要は重要度に応じてこんな書きますしか表現できていませんでしたので、このロジックペーパーにある通り、
1:07:53	規制庁の作成方法が、本資料でおよそは作るべきかっていうのはわかるように、そんな仕立てに変えてございますということで、003。
1:08:07	そこをちょっと補足の説明をしたいと思います。
1:08:12	したがいましてこのペーパーてるその見れば誰でも申請書を形を作ることができるということですので、先ほど議論ありました、我々の理解ちょっと理解の誤りがありました自主設備どうするのって話でそれはたらこの今の 003 の中でも、
1:08:30	こんな基本設計方針や書かなきゃねみたいな表現になっていますので、これは社内でもう 1 回再整理して、0032 をフィードバックをかけたいと思います。ちょっとめくっていただいて、この教師の裏にですね。
1:08:43	まぜるさんは先ほどアカサカからも説明の通り、他のパーツで 002 ですか非公開情報の扱いとか、そういったものも一式取り込んでですね、これ一体として申請書のつくれるようにというところを目指したものです。
1:09:00	したがいまして、左側が改訂前へ一度ヒアリングした際の関係だったら説明のパスですけれども、これに対して右側の今回の改定では、また線が引っ張ってある部分、ちょっと一部抜けているところあるんですけども。
1:09:16	大体一式で申請書をつくれるような、そういうものを目指したいと考えています。したがいまして、一番右側の改訂の概要の中でも、例えば、真ん中ら辺ですね、002 の充実についての取り込んで、
1:09:33	第 3 項の抽出のこう作ってみたり、悪魔は非公開一番下ですけれども、005 を取り込んだ上で、申請書をつかって、じゃあどれがどこまでを公開できるのかというところの整理もこれに取り込みたいと考えてございます。
1:09:49	あとは先ほど 001 の進め方でも御説明投資を示した通り、この O003、完成した際にはですね、我々が準備して先行して準備していた設工認の作成要領のほうにもフィードバックをかけると。
1:10:08	いう動きを考えてございます。
1:10:11	ということで中身をちょっと補足して事項を御説明しまして、めくっていただいて、
1:10:19	1 ページ目ですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:21	ちょっとこの御説明にあって、入る前に、本来であれば改定箇所、河川たり何なりで明示するところではあるんですけども、大飯幹線、我々の整理はまだ
1:10:33	力不足だところもございまして、ちょっと架線が僕なんてよくわからなくなってしまうので、この資料の中では、変更箇所%というのはちょっと省略してございます。全体を大きく構築をし直すかというところでございます。
1:10:48	後はめくっていただいて、9 ページ。
1:10:53	決定事項ですね。
1:10:56	ちょっと各論になりますが、
1:11:03	あと9 ページの素案のとこですね、これは次回申請だから今回出しませんみたいな表現の例ですけども、1、下の4と3-3 図、
1:11:18	ですが、前回ヒアリングの際には、この2 ポツ4 破砕による金属キャスクの徹底強化、次回姿勢だよと、何でかって言うと、金属キャスクが今回申請してないからみたいな、今年か書いてなかったんですけども。
1:11:34	これはそういうことではなくて、なんで次回でいいのかということ
1:11:40	それと、もうちょっとここ記載充実しないと説明にならないということですので、例えばここサンプルでは、
1:11:48	今回申請の対象ではないことと及び電気設備の設計には影響ない今回の申請には影響がないと、適用性が確認できるものだということここを1 分か徒歩必要な補足中、
1:12:04	準備する過程であそこまでの説明はあるであろうということをとかあれば、我々として新たに認識したということでございます。そこはまた表現ぶりについては、もうちょっと拡充の必要があるかなと考えています。
1:12:17	めくってもらって、
1:12:20	11 ページ目です。
1:12:30	11 下のページで11 です。
1:12:35	あれですね。
1:12:38	ごめんなさい。次ですね。
1:12:41	すみません、横の表5 ポツ1 班1 表、これは基本設計方針変更前後をの表し方とその意味ですけども先ほど議論補機ありました通り、ここはちょっと別の資料でも詳しく評価を
1:12:58	変更前の意味合いを説明すると、具体的には006 の補足説明資料で説明したいと考えています。ただ、先ほどご意見がございましたこの④ですか。これ意外とするまで、先ほどの002 の
1:13:15	参考資料、こちらのほうに反映するというのを、それと後で説明でよろしいですか。今、後でいいですね、うちのほうは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:30	なので、ここはまた別途、後程御説明を加えたいと思っています。あと続いて、 ／めくってもらって、
1:13:38	19 ページ目ですね、ある。
1:13:47	19 ページ。
1:13:53	この登録POS3 一番最後に添付
1:13:59	ごめんなさい、この前ですね 18 ページから 19 ページにわたってですけども、
1:14:04	添付の記載方法ということを整理したところでございますが、これ後でまた別途話があります 004 番のほう、補足の抽出、こちらのほうです。実用炉の
1:14:18	規則の別記別表第 2 をどう取り組むかというところ、実は我々まだ整理中でございますので、そういったところをここに反映する予定でございます。あと先ほど音波
1:14:33	以上ですね、失礼しました。003 の補足の説明は以上になります。いずれにしましても、ほかのパーツをここに取り込んで、この+3 で、そこに申請書は全体がつかれるようにという。補足説明資料に、
1:14:50	整理したいと考えています。以上です。
1:14:55	規制庁の石井です。今おっしゃった先ほどの
1:15:03	ページ 11 の関係での 00 人も繋がりは今説明されますか、それとも何か、後程出てくるということでしょうか。
1:15:14	RIS東京フルヤですね、うちの方はいかがしましょう。先ほどそんな説明ご意見があったので、今ここで御説明簡単にしていきますかね。
1:15:25	2 歳くらいちょうどマークです。先週のヒアリングで 06 の方針を説明しまして、こちらでコメントいただいておりますのでその修正も含めてもう一度 005 のほうを修正して
1:15:42	コメント対応として、
1:15:46	また説明を別で検知したいと思っております。その説明の内容を、先ほどの 00 幾つ下 3003 の資料のほうの修正も含めて説明したいと思います。よろしくお願いいたします。
1:16:02	以上です。
1:16:04	アカサカです。ちょっとまた補足させていただくとですね今言った通りですね、003 億円を
1:16:11	ある程度作成マニュアル
1:16:14	でしていきたいと思っておりますので、
1:16:17	今までいただいているコメントがその作成要領に引っかかるようなやつ。今言ったんですね 4 億強の作成の仕方とか、中操仕方だとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:27	非公開だとか、そこら辺がですねフィックスした形でこの 003 が低くする。
1:16:33	さらにはですねサガエのマニュアルをどうかっていうところまでですね、ひもづけたいと思ってますので、今回、今日の資料でですね、一番最後のページを見ていただきたいんです。
1:16:47	公開情報の取り扱いについてというのがあってですねそこに書いてんのですね、003-03 を引用している形でそれを見てますけど、これがチェックされるとですね、そこにポンプで執行でそうなってますっていう、その補足説明資料関連ですね。そんな整理ができるかと思うんですけど。
1:17:05	実際にはですね、その 003-03 で説明した内容を
1:17:11	要領書にはですねゼログループさんを取り込んだ形で作成マニュアル作り込むというような
1:17:18	資料のつくり込みでまたそちらに
1:17:21	掲示する、そんな段取りで考えてますので、また、
1:17:26	時ヒアリングしていただいてですねその結果、こっちに落ち落とし込んでくるという考えですので、また、
1:17:33	追って説明させてください。以上です。
1:17:39	規制庁の石井です。状況は理解しましたと多分、前回審査時今度審査会合がある中で、前回審査会合の指摘事項の回答の一つにはなると思うので、ちょっと早めに
1:17:57	フィックスさせたほうがいいと思うんですけどまだ考え方が整理中であれば、今日は仕方ないかなというふうに思います。
1:18:05	それではこの資料に対してコメントをお願いします。
1:18:15	すみません、規制庁の瀧田です。今アカサカ含めて整理するっていう話ではあると思うんですが、先ほど私がちょっとコメントした。
1:18:27	資料 002-01 の関係でいうと、何かこの資料 11 ページが二つあるんですが、
1:18:34	あの表じゃない 11 ページのところですね、変更方法の記載内容というところを今見てみると、中 2 ポツ目のところに、
1:18:43	変更がない場合は変更なしを記載するってあるから多分そういう整理になるんじゃないかなと思うんですが、その点も含めてちょっと整理いただければと思います。以上です。
1:18:57	はいはるS東京フルヤですね今の御指摘、先ほど有無数字からもお話の通りでして、こちらにも確認を整理したいと思います。以上です。
1:19:14	規制庁コサクです。今の点ですね、整理をして、
1:19:20	書かれるということではあるんですけど、ちょっと原燃の現状もちょっと昨日のヒアリングで確認したんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:28	基本的には
1:19:32	項目ごとに変更がないものは変更前の方でも記載の適正化ある程度して内容に変更がなければ変更は変更なしと書くということで、大きな枠の中で一部、
1:19:47	追加要求があったり、変更があったりと、
1:19:51	いうものがあつた場合には、
1:19:55	文章を変更後も書いて
1:19:59	差分が一部だけでも結構文書はそれで横に並べて書いてあるという状況だということでした。
1:20:09	なので、なので、あまりこの表で 123 師等、
1:20:14	大きく分けなくてもですね、その会議だけで説明ができるのかなと。
1:20:19	いうふうに思いますけど、変更いろいろと既認可のものだとか適性化するだとかっていうのも、
1:20:30	変更があろうか。
1:20:32	なかろうが、やるものは許しやれないものはやれないと。
1:20:36	ということなので、概念的に整理をして対応いただければというふうに思いますね。
1:20:46	はいはる変数東京フルヤです。合理的な説明ができるよう、ここら辺整理したいと思います。以上です。
1:20:54	そうですか。
1:20:58	アカサカです。そう。
1:21:02	今日の資料で先ほど説明した変更前前後で構台などで多分④だのんだらうかというので皆さんも認識してですね。
1:21:11	田代多少資料が追いついてないなっていうところがあるので、そこら辺を整理してですね、今言ったコサクさんの内容で、少し
1:21:20	006 だから、中で説明した上でまたちょっとさらにフィードバックをかけるっていうステップを踏んでいきたいなと思いますので、
1:21:28	また御確認いただければと思います。以上です。
1:21:36	規制庁コサクです。この資料の目的としては、申請書の全体体系を整理をして書き込みができるようにしていくってということだと思うんですけど。
1:21:50	これも多分このアと別途また説明いただくことになると思うんですが、工事の方法についても少し書かれていて、
1:22:00	なるべく共通化をしてということではあるんですけど。
1:22:06	その検討状況とかっていうのはどうなってますか。はい、RFS東京フルヤです。今ご指摘の工事の方法についても、まさに今日強化な今週金曜日に提出してですね次回ヒアリングに向けて準備しています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:23	もうほぼほぼを社内の意見としてはまとまった状況にあります。以上です。
1:22:33	すみません共通カトウそれでどこにどういうふうに書いていってかかっていう概念なんですけど。
1:22:40	今日の資料でも少し触れられているんでその場所の記載とどう考えてるのかかっていうご説明ください。
1:22:48	はい、RFS東京フルヤです。まずどういうふうに、標準化されるかについてですけれども、今日の資料でいくと各論のほうを名乗って御ぽつとP10 ページ目以降が記載の各論の話になります。その中で、
1:23:07	うちの方は 16 ページですね。
1:23:13	5 ぽつ 4 工事の方法の記載。
1:23:16	記載方法と
1:23:18	ということで、この中のすいません 17 ページに、
1:23:23	起債の合理化とBPO滴下記載の合理化というカテゴリーがございます。ここにまずおさまる方向でどんなものを合理化すると、どんなふうにご理解かかっていうのは、ここにおさまるとあとは共通化する共通化しないについては、
1:23:40	すでにこのレベル 3 の中で、施設共通として
1:23:45	記載する事項は頭に各みたいな構成の話があります。それについては、前なので、6 ページが申請書の構成を示している、この中で、4 ポツ 2 が施設共通と個別施設。
1:24:03	過去を分けましょうという中で説明がつくものと考えています。以上です。
1:24:15	アカサカですけど、ちょっと今日あと出すことになると思いますけど 1000 の仕事としてはですね、工事の方法商売上審査それぞれですね、通過するようなことは考えていますので、
1:24:26	やっぱどっかにてる通り工事の方法はキャッシュ低下イトウキャスクスペシャルで二つ。
1:24:33	工事の方法として、そこら辺を
1:24:37	2 分割して、2 分割 2 種類について、各
1:24:40	これで提案をしているつもりです。私は事業者検査についてもですね、我々、
1:24:47	今すでに設工認の中にですね、特徴的なところを記載してますのでそこら辺をですね、次回の説明資料の中で実際に御説明させていただいてそれが 003 の中でフィードバックがかかってきて、こういうことを書くだよという整理の仕方をしようかなと思ってますので、ちょっとひとまずそちらを説明させていただければと思います。以上です。
1:25:10	規制庁コサクです。
1:25:13	近いとかに具体的に聞かせてもらえればと思うんですけど、今日の資料だとし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:21	印字されてるのはどう7ページのところに
1:25:26	(2)(3)で第1回第2回で工事の方法については、項目ごとの記載方法として書かれているということだったので、それで今の共通標準化っていうのをどういうふうに表示するのかなということが疑問だったので聞きしたと。
1:25:44	ということなんですけど。
1:25:47	第2回の項目ごとのポツで標準化した適用できる場合は林業と。
1:25:54	いう形だったんですけど。
1:26:01	今の話ちゃうキャスクの部分は、
1:26:05	第2回でちゃんと書きそれ以外のものは第1回の電気設備の工事の方法を呼び込むっちゃうことなイメージですか。
1:26:14	はい、RFS東京フルヤです。概ねその方向で調整といいます。ただ申し訳ございません、この003は、ちょっとまだアップデートは追いついてございませんのでこれすぐに反映したいと思います。認識としては今コサクさんの思う通りでございます。以上です。
1:26:30	規制庁コサクです。わかりました。
1:26:35	はい。次回これこちらのほうもリバイスされるということですし、工事の方法も説明があるということですので、まずそこで
1:26:43	起こせが確定できるようにということでよろしくお願いします。
1:26:49	アカサカです東京
1:26:53	今の趣旨でつくって説明するんですけど、003がですねタイムに落ちるかどうかわからないとちょっと先や、
1:27:02	どうなるかわかりませんので、リンクしてください。以上です。
1:27:12	規制庁のイシイですとか、コメントありますでしょうか。
1:27:20	規制庁の石井です。前回もちょっと聞いたかもしれないですけどこの越次回競合の点字で11ページ、学校に係るその記載の部分についての表は006で明確化していきますっていうふうにはおっしゃったんですが、一方で、
1:27:40	具体的に基本設計方針をどういうふうにしていくかのこの前後表っていうのは具体は同作業が進んでるという理解でいいんですが、これが決まらないとやらないと始まってないということなのか、何かより具体が見えないと、それが妥当かがよくわからなく表みたい、
1:27:58	僕らは④だと思っているものが、そちらは何かまだ同じような記載になってるっていう
1:28:03	状況の資料見せられているのはちょっとお互いが今の進捗状況があってないような気がするんですが、具体は今もう作業は進んでいるということでよろしいんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:19	あとリサイクル燃焼度モーターですと具体例のほうですけれどもまだ耐震で、以前、説明して具体例としてそぐわないかなっていうところがあったんで、どういったものが一番具体例として見やすいかっていうのも含めて、
1:28:36	今検討中でございます。
1:28:43	作業中ということになっております。
1:28:48	以上です。
1:28:55	規制庁イシイです。状況はわかりました多分全体的に基本設計方針等も確かこの変更前後比較表のポイントだと思うので、作業が
1:29:08	適切に進められていたほうがいいのかと思うので、よろしくお願いします。
1:29:16	リサイクル燃料のTRACE早急にお出して考え方示できるように、
1:29:23	資料のほう作成進めていきたいと思います。
1:29:31	規制庁の石井です。最初の資料でちょっとカミイシのほうから指摘したポイントってというのは、すいませんこのこの資料と何か説明されるんでしたっけかグループ2の2と3の判断基準のところ、
1:29:47	はい。
1:29:50	はい。
1:29:54	規制庁のカミイシですけれども、ちょっと今見ていって1ページ目のところで、基本設計方針の記載の方法で、
1:30:04	前のとこJその詳細設計、申請対象設備詳細設計の方針を基本設計方針書かれると。
1:30:13	いうふうに傘川辺
1:30:16	一定、
1:30:17	でも、③、グループ③になるとこういう
1:30:22	よく表がおつけないという形になるので、ここでし、
1:30:29	機能要件を記載するって書かれてるんですけども、ここでタンタルその③の設備については
1:30:38	構成っていうんですか。どういう設工認対象機器があるかっていうものを
1:30:43	変えていってそういうイメージなんですか。
1:30:54	IRR平成東京フルヤですね、グループ③については、
1:31:00	基本的安全機能との関連を見ても重要じゃない、いいのでは投与技術基準の要求で設置すること、要はあまり性能仕様までを求める求められてるものではないので、
1:31:17	今阿部さんのおっしゃる通り、きちっと設置されているとこういう機能を果たすように設置されてるみたいなところまで、
1:31:25	申請書の記載事項。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:31	の方向で今検討準備を進めているところになります。以上です。
1:31:37	規制庁カミイシです大体機械的に設置要求みたいになっているところについては基本設計方針で設置する設備とか機器の
1:31:48	構成を含めて記載して余計わからないというふうな整理ということで、ちょっと
1:31:58	ました。 あれフェイス東京フルヤです。ただですね、要求として設置してすることだけでも、基本的安全機能との関連、これが一番大事ですんで、これが近い関連だったらもちろん
1:32:13	基本的安全機能を確保できるような目標をとかなければならないというの、は事業者としては絶対要ります。そこはまず重要度があつた上での話と我々認識しています。以上です。
1:32:29	規制庁上期さそこは承知してます○印のみとの差っていうところだと思うので、はい。
1:32:38	以上です。
1:32:41	規制庁コサクですけど、②脳に倒産の差なんですけど、重要度っていうのはそうかもしれないんですが、それをあらわすのが使用表で何の使用
1:32:56	項目を書く必要があるかっていう認識度合いということなんです、なので、この枠の中でちゃんとそれぞれの機器の
1:33:07	記載しようとしての記載事項っていうの認識を合わせましょうという話をずっとしてました。で、今日の資料でもその部分が入ってないんですけど。概念的なことだけで、具体的なところは入ってないんですけど。
1:33:21	その辺りはよく整理をしてですね認識合わせていただきたいと思いますんで、実際にリストアップされると、どこまで議論しないといけないのかっていうことはわかってくると思いますので、
1:33:36	リストを出す際には、やっぱりこの辺りもちゃんと説明ができるということになると思っていますので、回復よろしくお願ひします。
1:33:45	はい。あれ定数東京フルヤです。系統空中戦みたい、ちょっと話になってしまつて申し訳ございませんでした。早く具体的な議論ができるように準備を進めたいと思います。以上です。
1:34:02	規制庁イシイです。それと今の件もよろしくお願ひします。
1:34:06	規制庁側から他コメントありますか。
1:34:13	なければ次の資料5の説明をお願いします。
1:34:20	はい、RFS東京フルヤです。続きまして、004番になります。まずはロジックペーパーをお願いします。
1:34:31	04番は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:34	設工認申請書をの補足説明すべき事項の抽出の考え方です。これについても前回1度御説明いたしまして、抽出はしているんだけれども、我々まあまあ網羅的に抽出したんですが、どうも説明があまり
1:34:53	うまく500 ございませんので、網羅的にちゃんと全部整理されてるのかということですか、第1回だけじゃなくて、第2回まで全体にわたって抽出するそんな考え方をちゃんと説明するようにと。
1:35:08	いう御指摘でした。これを踏まえて今回の資料では、
1:35:12	網羅的な抽出の考え方ですか、
1:35:17	申請進呈全体にわたった抽出の考え方、これをきちんと説明できるような仕立てに直したものです。
1:35:27	じゃあ出るぞれば、説明をしたいと思います。簡単な。
1:35:31	要点だけ補足したいと思います。
1:35:34	めくっていただいて、1ページ目へお願いします。
1:35:40	1ページ目の2ポツ、
1:35:44	補足説明事項の基本方針ですけども、前回ヒアリング時でもご意見ご議論ございました。我々はちょっと実用炉の経験もございましたので、ヒアリングの中でたり所あぶり出していったそれが補足説明にあたるのかなということ
1:36:01	の認識もあつたんですけども、
1:36:04	そこは改めてですね、もう実用炉の経験もある程度蓄積されています。そういったことを踏まえて、下線で引っ張ってあるように、先行事業者の審査で得られた知見など、こういったものを見て、
1:36:18	必要な情報が1.の最後の4行目ですか。
1:36:23	容易に合理的に確認できるように説明できるようにというのは我々ある程度予見できますので、全体にわたって、まず抽出しようという間が考え方を掲げてございます。
1:36:37	ということで、あとはですね、2ページ目、お願いします。
1:36:45	2ページ目では、
1:36:48	期別の考え方を整理しているところですけどもまず3ポツ1、これは先行の審査に倣った申請書のつくり込みとか、そういったところを補足するところです。これについてはどうやって網羅的なものを見るかという、
1:37:04	我々先行事業者さんの補足説明資料との比較をさせていただきます。この比較が5ページ目をお願いします。
1:37:14	要は先行事業者さん、JNFLさんをまた例に出していますけれども、そういったことを比べても、不足するところはなかりとういう整備です。あとはですね、もう1回2ページ目戻っていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:30	3 ポツに今度は
1:37:33	申請内容を
1:37:36	より詳しく説明できる事項を抽出するということですので、
1:37:42	これについては、申請書に記載がある。今日設計方針要目表工事の方法、そういったカテゴリ、あとは適合性、申請確認対象設備ごとに我々は補足説明を
1:37:58	準備するという抽出を
1:38:01	今回の1回だけじゃなくて、2階まですべてにわたって、網羅的に考えるスコープに入れるということで、網羅性は確保できるということで、全体にわたって、補足説明をするべき項目、これを抜けなく抽出し説明できるような
1:38:19	そんな考えをしているという説明になります。以上がゼロバンドを補足の説明でございます。以上です。
1:38:29	はい。
1:38:32	はい。規制庁側から質問、コメント等お願いします。
1:38:52	規制庁イシイですけれども、
1:38:55	表を出していただいている8ページ。
1:39:00	して9ページとかにあるものは、
1:39:08	今後、
1:39:09	別途補足説明資料を作って、今の出していただいているスケジュール管理表の中にまた加わってくるものっていうふうを考えればいいんでしょうか。
1:39:21	はい、RFS東京フルヤです。その認識でええんと準備しようと考えてございます。以上です。
1:39:28	これ、
1:39:30	含めて本社シライに対する例えば9ページに記載されてるだろうから、それぞれ各設備については1.2回の申請
1:39:40	そして運転をしていますので、私から資料自身の提出というのが、この2回申請の時ということで考えております。
1:39:52	規制庁CSRいたしましたそれで切にというふうに入ってるっていうふうに1回すればいいんでしょうかね。
1:39:59	東京フルヤです。その通りでございます。
1:40:04	アカサカです。今だけスケジュールを1回このさせていただきたいと思えますね、2回申請からまたリセットさせていただきます。
1:40:13	規制庁イシイです。FACTAのわかりましてそれからちょっと私がさっき言いましたかもしれません。
1:40:20	ほかありますでしょうか。
1:40:22	規制庁コサクですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:26	そもそもこれってよくわからなかったのは、今回の添付書類をとこまでつけるつもりがあるのかっていうのがわからなかったので、
1:40:34	それに対応する補足になってるのかっていうこともわからないということでしたので、
1:40:42	このような説明ではそれがうまく払拭できてなくても、結局今日の 005 の資料を聞きながら、
1:40:54	どうなってくるのかっていう話をしたほうが早いかなと思っています。あと 8 ページの
1:41:01	補足説明資料、これが実際の今回補足しなきゃいけないことだと思うんですけど。
1:41:10	内容はそんなに多くないので、
1:41:12	もうとていいってことでもいいんですけど、添付書類との関係とかであまり綺麗に補足か体系つけられてないなという印象です。
1:41:25	内容がわかればいいのでどうでもいいんですけど。
1:41:28	せっかくこう整理をするんならもうちょっと考えたらっていう気はします。
1:41:33	いずれにしても論点は 7 ページのところの話だと思いますので、この後、005 でもっております。以上です。
1:41:46	朝長です。
1:41:48	電気設備がちょっとですね、たてつけと比べちゃいましたので、また次回、回りの第 2 回はですね、
1:41:55	パッケージの中に入れてくような形で整理していきたいと思いますのでそこら辺は反省すですね、次に伝えたいと思います。以上です。
1:42:07	規制庁の石井です。今コサクの方から御指摘があった通り、005 の資料のほうが重要かもしれないので引き継ぎ 005 も資料の説明に入っていたら 004 との関係からも説明していただければと思うんですけど。
1:42:24	事前に資料をいただいて内部でも確認してるんですけども、特にこの 005 のところで具体的に挙げられてる 4 機能とか、
1:42:36	材料構造とかも含めて、具体的な、何を言いたいのかを明確にわかるように、その辺も整理しながら説明をお願いしますでしょうか。
1:42:48	はい、RFSへ東京フルヤです。
1:42:52	続きまして 005O の今の論点を明確にということで説明を簡単に補足したいと思います。まずロジックペーパーですけども、
1:43:04	今回 0 孔はですね我々申請書で基本設計方針に施設共通として書きましたが、添付が準備されたから準備しなかったものについての

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:17	懇運営今後のその補足のあり方と、これをどう添付に上げるかということを整 理した資料になってございます。
1:43:26	ということで、005 が第 1 回申請における云々とで、今回は添付がなかったも のは基本的安全機能と道路材料構造汚染の拡大防止、このアイテムについ て整理したかというものについて説明を 005 番でしたいと思っておりますけど、じゃ 05 番ですけれども、
1:43:47	5
1:43:50	資料番号 005、
1:43:53	がこれは親の
1:43:55	ただ、説明資料になってございまして、
1:43:58	子供として、
1:44:00	4 機の基本的安全機能等材料構造と汚染の拡大防止が並んでいると。
1:44:07	いう立て付けになってございます。
1:44:10	すべて 005 でローンを言うことを今後、
1:44:15	添付に挙げるべきかというものをその基本的な考え方を 005 で整理してござ いますので、こちらで
1:44:24	その言葉もどう変わっていくのかどう申請書に組み込まれるかというものが大 体見えるようにしてございます。
1:44:31	要はですね、
1:44:34	我々、今回電気設備を申請したもので、今お話している三つのアイテム
1:44:41	4 機能と材料構造的汚染のこれは前期の設計と直接関連するものではござ いません。発電機の設計がこの三つ、の
1:44:56	当施設共通の基本的安全基本設計方針に影響を与えるものがやって与える 事ではないつまり設計の後戻りもない、いいので。
1:45:07	ありません。まずそういうことを前提条件において、進めてきたと。で、
1:45:14	初め我々は電気設備だけを関連するものだけを今日親切に変えたんですけ れども、いやいや、施設全体の方向性が見えるようにというそういった御指摘 のございましたので、我々として、
1:45:29	施設へ電気的设计とは関係がないんですけれども、施設全体の方向性を示 すものとして、この三つのアイテムも業績用紙に書きました。
1:45:42	したがいまして、電気絵を今回の申請書電気設備、Eの審査にあたっては、
1:45:50	この三つのアイテムについては、許可整合性をしっかりと記載することを
1:45:57	を持って、
1:45:58	申請書全申請書第 1 回の申請書としての認可が得られるものと言う認識をし てございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:06	という考え方で、これら三つのアイテム補足-005-010203、こんな結果で補足したいと思っていますというものをお示しました。
1:46:20	なお、それぞれの三つのアイテムとも
1:46:26	今回事業化の中身でもって、
1:46:31	方向性を示すことも可能ですということを 0001003 の参考という形で押し目例示をしてこういうパターンもあるんですが、今回、適合性確認審査確認申請をさせていただきますので、
1:46:49	この事業許可の内容でもってA設工認の申請中核っていうのはちょっと整合
1:46:57	ちょっと余裕あんまり写し美しくないなという気がしてございますので、今回は家詳しい
1:47:05	加えて、いい設計の内容については、次回の大会できちんと添付で説明すると。
1:47:12	いう報告がよかろうという考え方を 005 のほうで説明してございます。
1:47:19	005 以下を補足説明は以上です。
1:47:31	規制庁石井です。説明は以上ですか。00
1:47:35	配布の
1:47:37	1 とか 23 は、特に
1:47:43	あれフェス東京フルヤです。来拒んについても特に補足すべき事項はございません。以上です。
1:47:51	規制庁自身ですけれども、最終的なお願いしますの今の考え方は、当資料の 005-6 ページにある。
1:48:02	記載のケース 1 でいきたいというふうな整理をしてるというふうな理解をすればいいんですけど、今のこの資料に記載のケース 1 とケース 2 があって、5 番のほうの 005-01 とか 02 にも、
1:48:16	ケース 1 ケース 2 の記載があるんですけど、まずそこは今あれフェーズとしてどういうふうな考えてるんです。
1:48:23	はい、RFS東京フルヤです。その考え方については 005-4 ページ。
1:48:32	のまとめ
1:48:33	に示してございます通り、今ほど美味しさがおっしゃる通りでございまして、我々としてはケース 1、
1:48:42	で出したいと。
1:48:44	ちなみにケース 2 というのも参考でお示してよりAhを設置予算の理解。
1:48:52	中助けになるかなということで、参考としてお示したものです。従いまして我々としては、ケース 1 で補整補正は補整かという点部への記載を考えているということでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:09	規制庁の石井です。
1:49:12	1台という方針は理解しました一方でケース1で行くとしても、添付に書く際には、最低ギアの第1回は許可整合の観点から共通の部分だけをこう書いているものであって詳細委員の機能に係る
1:49:32	設備にオノを新設する次回には詳細は設そちらで説明するといったような記載をするとともに、特に今日も補足説明資料では4機能について決議全部取りまとめて書かれてはいるんですけど。
1:49:48	実際の補正申請を目指す場合には、容器側それぞれきちんと添付書類は分けていただけるという理解でよろしいですか。
1:49:59	はい。ある平成東京フルヤです。
1:50:02	説明申請書リアルにちょっと
1:50:07	それで動かしてないんですけども、そうは経済分けることになるんだろうなということを考えてございます。以上です。
1:50:15	マツキヨです。
1:50:17	あと、
1:50:19	着色基本設計方針です。
1:50:25	規制庁市ですか何か回答ありますか。
1:50:32	アカサカです。分けことですね、整理してですね、補正案を
1:50:38	経時的たいなと思いますので、また御確認いただければと思います。
1:50:49	規制庁コサクです。まずは、先ほどの003で整理をしてあるであろう添付書類の校正ということを踏まえて考えたらおのずと分かれるしかない。
1:51:02	ということだと思うんですけど、
1:51:05	その上でですね、
1:51:08	軽水ケースには当然要らないかって資料評価条件とかは当該設備が出てこないとはっきりしないわけですし、妥当性も判断できないので、そこら辺は要らないんですけど、一方で評価方針とかですね、方針部分は、
1:51:28	ある程度述べてもらわないと。
1:51:30	許可整合だけでいいかっていうとそうでもないと思うんですね。
1:51:36	許可成功に少なくとも基本設計方針も基準適合ってことは見なきゃいけないので、その観点から必要な方針までは示していただきたいと思っています。
1:51:52	結局はもうケース2の最初のほうの方針部分、少し
1:51:56	ケース1側に持ち上げると。
1:51:59	いうことはそれは基準適合の関係も含めて、ケース1の頭書きのところには、
1:52:08	変えていくということだと思っています。
1:52:16	イメージは湧きますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:19	はい、RFS東京フルヤです。イメージは損当初から湧いてございますが、我々への社内でのちよっと認識イトはちよっと差分下がりますので、もう1回社内でもみたいと思います。以上です。
1:52:37	私から一つは、今言われたんですね首相も踏まえてですね少しどっか以降ぐらいでもですね作ってですね、これというお話できればと。
1:52:45	44 機能ですかね。
1:52:48	ちよっと整理させていただきます。以上です。
1:52:52	規制庁コサクです。よろしくお願ひします。
1:53:02	規制庁石井です。ほか、
1:53:04	規制庁側から声等お願ひします。すいません、規制庁野崎です。
1:53:12	先ほど詳細説明はなかった 0050。
1:53:17	何分の 1003、メイン 01 なんです。
1:53:22	今回その基本設計方針。
1:53:26	具体的にはこんなことを書きたいということ。
1:53:30	今回示していただいたのですが、これが妥当かどうかというのですね、判断するにはやっぱり以前出してもらってましたその様式 7 年の形でですね、先ほどコサクからも話がありましたけれども、許可の本文添付と悪魔技術基準との関係で、
1:53:50	こういうことをこういう関連性があるんで、ここの以下とか、何か色つけをするとかなんかそういう様式 7 ペースで、これ議論しないと多分-01 とか 2 と 3 があつた。
1:54:03	これでいい良しというか、これで適切であるっていうの我々もちよっと判断できないので、この資料はですね改めて良識なベースみたいな形でサイトウ整理していただけないでしょうか。
1:54:20	はい。ある平成特許フルヤです。今ご指摘ご意見の通り、様式 7 ベースで具体的に説明をしたいと思います。以上です。
1:54:29	よろしくお願ひします。
1:54:34	。
1:54:35	規制庁の石井です。他にございます。
1:54:44	規制庁の石井です。私のほうから 1 点 KEM これから見直してもらおうということであると思うんですが、特にまた別途、00502 の材料構造については、
1:54:58	多分ケース 2 のほうに書いてある設計方針のところの記載が少しよう入ってこないと。
1:55:06	基準適合という観点からは多分方針としてもなにも多分、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:14	妥当性が何か言えないので、その辺は先ほどこれから考えるということでしたけれども、その基準要求との整合という観点で基本設計方針としての整合という観点からもう少し整理をして、何襲っ今回含めていかなきゃいけないかは、適切に検討していただければと思います。
1:55:34	いかがでしょうか。
1:55:36	はい、或いは定数東京不良です。今の御意見、承知いたしました先ほどの方針まで書かないの整理の中で、その辺はっきりしたいと思います。以上です。
1:55:52	規制庁石井です。規制庁側からほか何かありますか。
1:56:08	規制庁飯です。この資料に対して以上でよろしいでしょうか。とRFSでは今日の説明はここまでですか他あればと思いますがいかがでしょうか。
1:56:24	RFS東京サイトウでございます。本日の説明資料の内容としては以上でございます。よろしくお願いいたします。
1:56:35	規制庁の石井です。説明資料はこれで終わりということでわかりました規制庁側で、全体を通して何かコメントありますでしょうか。
1:56:50	はい。
1:56:56	よろしいでしょうか。
1:56:58	すそうしたら
1:57:03	次回は、今度水曜日を予定して行って、今日またその次の資料が出てくるというふうな形で理解しておけばよろしいでしょうか。
1:57:15	はい、RFS東京サイトウです。その理解でよろしくお願いいたします。本日中に、来週金曜日の資料のほうの提出を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。
1:57:30	調子です。と理解しました。
1:57:33	規制庁側から特に追加がなければ、本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。
1:57:42	RS側から何か確認事項、それから追加で何か発言はありますか。
1:57:48	アカサカです。本日はありがとうございましたですね、6月に迎えることになると思うんですけど、このページでいくとですね、急変化して資料をどんどん出すことになると思っているんですね、審査会合資料ですね。
1:58:03	やっぱ転倒1日ぐらい。
1:58:06	どっかで資料確認の人開き等ですね、正規んじゃがイトウでとっていただけることがよろしいかなと思ってるんですけど、まだ我々の資料、途中段階の説明者できたって逮捕従来んで、そちらの資料のほうですね、IAEAできるかもわからない指導と6月の頭ぐらいで1回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:26	設計いただければと思います。以上です。
1:58:30	規制庁の石井です。資料のほうはわかりましたからもう6月に来週の火曜日が入ってしまうので、と16を目指そうと思う。来週前半ぐらいに資料案を出していただく必要があるかなと思うので、その辺を含めて、
1:58:51	出していただいた上で、同タイミングでできるかまた調整させていただくとして、基本的には
1:58:59	前回審査会合の宿題事項と今後の補正に向けてのポイントを適切に整理した上で
1:59:06	整理して資料準備していただく形かなと思ってますが、よろしいでしょうか。
1:59:13	了解しました。
1:59:17	愛知進めていきますと施策規制庁コサクです。すいません、その際にですね、
1:59:25	最初のほうで説明のあった津浪対応での電源の扱ってというのは、それはあれですか許可って説明したことからの変更ってということになってるんですか。
1:59:37	許可でどういうふうな扱いになってたところなのかっていうのちょっと教えてもらえますか。
1:59:46	リサイクル燃料貯蔵の白井です。
1:59:49	さらにナース発生したときには、その対応拠点となる及び近畿対策所に電源車から電気を供給するということを許可の段階で御説明をしていますね。
2:00:05	いやもう電源車から電気を供給するということで先ほど、
2:00:10	今日全般にあった質問じゃその燃料補給はどうするのと、そういったところと繋がったものであります。
2:00:19	規制庁コサクですけどそのみたいな許可では、
2:00:24	名許可の少なくとも申請書では明示していなかった部分で
2:00:30	整理資料などで話したところが多少設計変更があったってことですかね。
2:00:38	リサイクル燃料貯蔵シライでそれは今の9のところまで総合的具體化ところまでできてなかったの、そこが明確にしたものであります。
2:00:49	規制庁コサクです。わかりました。審査会合ですので、そういった詳細設計の内容っていうのを説明して適合
2:00:59	西欧する話をするというのが何ですかね申請書の体裁というよりはそっこのほうが審査会合に人中心に合うので。まあそういったところは説明していただいたらいいのかなというふうに思いました。以上です。
2:01:14	了解しました。多分先輩集荷しねそこら辺の説明できると思いますので、そこをですね、審査会合むしろ中にもですね、詳細設計に向けた
2:01:26	結果としての開園地方みたいな形でですね。
2:01:30	治療に加えていきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:35	規制庁のイシイですとのコサクさんべきありがとうございます。とあるベースが について今コサクが指摘した通り、多分、一つは、審査会合の指摘事項をどう するのかっていうのがポイントだと思っておりますが、一方で今回の設工認対象と して挙げている四つの設備について、
2:01:55	それぞれが基準適合という観点で、こういう設計になってるっていうのを適切 に説明していただくものだと思っておりますので、今アカサカさんおっしゃった通り、 次回の面ヒアリング資料の中身が一番重要なポイントになってきたりするのなか なと思うので、
2:02:10	その辺踏まえて並行して審査会合の資料もちょっと早めて進めていただきた いなというふうに思いますがいかがでしょうか。
2:02:19	了解です。ただ、1回御説明したらいいのだとちょっとこの意見は、
2:02:26	誰にしっかり説明したいと思います。
2:02:29	審査会合の資料については定義し作成してですね、莫大でそちらをくれぱと思 いますのでよろしくお願いします。以上です。
2:02:37	規制庁の石井ですよろしくお願いします。
2:02:42	以上をもちまして、本日はヒアリングを終了したいと思います。ありがとうござ いました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。